

議案第 29 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

1 相 手 方



2 損害賠償の額 金 1,181,307 円

3 和解の内容 和解により当方側の過失割合 100 パーセント相当額を賠償するものとし、これ以外には相手側は今後一切の請求、異議の申し立て、訴えの提訴等を行わないものとする。

4 事故の概要 令和 5 年 12 月 12 日午後 2 時 00 分頃、林務係担当業務中、清水町字羽帯南 12 線 103 番地清水円山展望台において坂道を走行中路面凍結によりスリップし、後続していた車両に衝突し損傷を与えた。